

奨学生募集要項（2026年度）

No.

86

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	首藤奨学財団＜2号奨学生＞		
2026 募集依頼人数	1名（全国で30名程度）		
募集学年	学部生 修士（博士前期）課程 博士（博士後期）課程		
募集学部・研究科 研究分野等	医学部（医学科・医療創成工学科・保健学科）・医学系研究科 （医療及び医療基礎研究分野を専攻又は研究する者）		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	年額 700,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
（採用時）一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	無	出身地制限	（申請時点で）本人または保護者が引き続き神奈川県内に居住している者
その他応募条件	・他団体の奨学金との併給可（日本学術振興会特別研究員採用者も可） ・支給期間は原則として1年間 ・給付奨学生の身分を喪失した場合、返還を要する場合がある。（奨学金規程参照） ・財団よりアンケートや広報活動の協力、関連行事への参加を求められた場合に応じられる者		

第5回(2026 年度) 首藤奨学財団 奨学金事業 募集要項

1. 奨学金の種類

【1号奨学金】

本財団が(別表 1)に指定する神奈川県内の大学医学部の学士課程、大学院医学研究科・医療研究科・生命医科学研究科修士課程又は博士課程で正規生として在学のもの。(いずれも私費留学生を含む)

【2号奨学金】

2号奨学金事業申請時点で、本人、又は保護者が引き続き神奈川県内に居住しているもので、国内の大学医学部(別表 2)の学士課程、大学院医学研究科修士課程、又は博士課程で正規生として在学のもの。(進学先の大学所在地についての制限はありません。)

2. 応募資格

2027 年 4 月の奨学金受給時において、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 1 医療及び医療基礎研究分野を専攻、又は研究しているもの。
- 2 人物・学力に優れ、熱意をもって取り組んでいるもの。
- 3 他の奨学金との併給可。日本学術振興会特別研究採用者も可。

※併給不可としている法人等もありますので、各自相手先に確認をしてください。

3. 奨学金の内容

支給額：一人あたり 70 万円を一括給付予定です。

支給期間：1 年間

支給方法：本人名義の銀行口座へ振り込みます。

※本奨学金は給付型です。ただし、給付奨学生の身分を喪失した場合には、返還を要します。

詳しくは、「公益財団法人 首藤奨学財団 奨学金規程」(以下「奨学金規程」という。)を参照ください。

4. 給付奨学生採用数

第5回(2026 年度)は 90 名程度募集予定です。

【1号奨学生】 60 名程度

【2号奨学生】 30 名程度

5. 応募方法

下記書類一式を揃え、当財団法人ホームページにリンクされている奨学金運営サイト「ガクシー」上の応募フォームよりご応募ください。

応募開始は 2026 年 9 月 15 日(火) 9:00 より可能になります。

不要な改変を防ぐため、G-Drive 上では閲覧権限のみ付与しております。個人データ記入の際は、

「ファイル/Google スプレッドシートとして保存」もしくは「ファイル/ダウンロード」にてご対応をお願いいたします。

- ① 奨学生願書（所定の形式による）
- ② 写真（証明写真に準じた顔写真データ）
- ③ 「研究論文」、「研究計画書」、または「将来の目指す姿と現在取り組んでいること」をアップロード（書式自由 A4 用紙に記載のこと。5 枚以内）
※継続受給を希望の方は、前年度申請時以降の取り組み内容を記載してください
- ④ 主要業績リスト（指定書式 A4 用紙に記載のこと 1 枚以内）
※継続受給を希望の方は、前年度申請時以降の取り組み内容を記載してください。
- ⑤ GPA（4.0 点満点）の記載されている直近の成績証明書
※成績が GPA（4.0 点満点）に対応していない場合、成績証明書に加え、指定書式の「GPA 計算書」及び「GPA 算出方法説明書」の 2 点を合わせて提出ください。
- ⑥ 奨学生推薦書
（1 通。学長、研究科・専攻長、指導教官等のうちいずれか 1 名により書かれたもの。
また、学校指定のものが存在する場合はそれを使用）
- ⑦ 直近 1 年の家計支持者の所得証明書
（給与所得証明書、源泉徴収票、税務申告証明書、非課税証明書などの写し等）
※所得がない場合は、非課税証明書の提出をお願いします。
父、母：父、母の所得証明書
独立生計：本人、（配偶者）の所得証明書
- ⑧ 在学証明書
- ⑨ 在留資格認定証明書（在留カード等） ※外国人留学生のみ
- ⑩ 本人、又は保護者が神奈川県内に在住していることを証明する書類（住民票の写し等）
※2 号奨学金応募者のみ

6. 応募書類締切

学校奨学金窓口からの応募となるため、所属の学校・学部で、別途締め切りを設定している場合がございます。各学校内での締め切りは、教務等の奨学金担当窓口にご確認ください。

規定人数以内の応募者を学校窓口より、2026 年 11 月 30 日（月）17:00 までにシステム送信による応募受付。

- ・書類の不足や不備があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。
- ・学生からの直接応募は認めません。
- ・締切を過ぎての応募は受理いたしません。

7. 奨学金の給付決定

申込期日までに到着した願書等、応募書類に基づき研究内容、修学内容、人物等を総合的に検討し、選考委員の評価の上位の者より選考します。具体的な選考及び判断基準については、

公表や開示は行いません。

結果は、決定通知書により 2027 年 3 月下旬 に連絡します。

【重要】給付決定、および各種連絡は、原則ガクシーチャット機能、またはメールでいたします。

※アンケート・研究テーマの提出など、決定後も財団からの連絡には必ず応じてください。

願書に記載のメールアドレスの誤記入により連絡がつかない場合、メール設定不備による不達の場合には採否の通知もできません。

各連絡の返信期日内に返信がなく、連絡がつかない場合は応募辞退とみなしますのでご了承ください。

@shuto-zaidan.or.jp、@gaxi.jp からのメールが受信できるよう、迷惑メールに振分けられないようにしてください。

8. 給付決定後の提出書類

奨学金の給付決定後、直ちに「銀行口座届出用紙」を奨学金事務局に提出してください。

9. 交付後の提出書類

奨学金の交付後、直ちに「奨学金 受領書」を奨学金事務局に提出してください。

10. 奨学金の辞退

給付奨学生は、辞退届の提出により奨学金給付の辞退を申し出ることができます。

11. 奨学生の義務

給付奨学生は、次に定める義務を履行する必要があります。

※アンケート・研究テーマの提出など、決定後も財団からの連絡には必ず応じてください。

- 1 奨学金規程第 15 条に規定する、異動届出に該当する事項が発生した場合は、所定の「異動届」を提出してください。
- 2 奨学金規程第 16 条に規定する、研究テーマの報告を 2028 年 3 月から 5 月末までに提出してください。
- 3 その他、奨学金規程第 16 条に規定する、アンケートや広報活動への協力、関連行事への参加等を求めた時には、これに応じてください。

12. 奨学金の支給の停止

下記の事由が生じた際は、奨学金の支給の停止することがあります。

- 1 休学又は長期にわたって欠席したとき。
- 2 疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。
- 3 奨学金規程第 4 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- 4 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき。
- 5 奨学金を不適切に流出または支出したとき。

- 6 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- 7 その他給付奨学生として適当でないと本財団が認めたとき。

1 3. 奨学金の打ち切り

奨学金の停止を受けた奨学生のうち悪質と認められる場合、奨学金の支給を打ち切りすることがあります。なお「打ち切り」とは、奨学生として 資格を剥奪し、今後一切の奨学金を支給しないことをいいます。

1 4. 奨学金の返還請求

前項により奨学金の打ち切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合、奨学金の一部または全額の返還を求めることがあります。なお、返還を求められた者は、請求の翌々月から起算して 24 か月以内に一括又は割賦にて、全額返還しなければなりません。

1 5. 個人情報の取扱い

応募にあたっては、奨学金規程第 1 7 条に定める個人情報の取り扱いに同意したものとみなします。

1 6. その他

その他詳細については、奨学金規程を参照ください。

1 7. FAQ

よくある質問については、財団ホームページ FAQ をご確認ください。

1 8. 問い合わせ先 首藤奨学財団事務局

Email : contact@shuto-zaidan.or.jp